

平成22年(行コ)第300号 公金支出差止等請求控訴住民訴訟事件
控訴人 藤永知子 外18名
被控訴人 埼玉県知事 外4名

証拠説明書

平成25年 3月29日

東京高等裁判所第24民事部口S係 御中

被告ら訴訟代理人 弁護士 関口 幸 男



号証	標目	作成	作成者	立証趣旨
乙第142号	社会資本整備審議会河川分科会(第18回)議事録	写し	H 18. 1.23 国土交通省河川局総務課	社会資本整備審議会において利根川水系河川整備基本方針が適当であるものと認められていること。
乙第143号	河川流出モデル・基本高水の検証に関する学術的な評価について	写し	H 23. 1.13 国土交通省河川局長	河川流出モデル、基本高水の検証に関する学術的な評価を客観性と中立性、第三者的で独立性の高い日本学術会議に依頼したこと。
乙第144号	河川流出モデル・基本高水の検証に関する学術的な評価について(回答)	写し	H 23. 9. 1 日本学術会議会長	日本学術会議において、利根川(八斗島地点)の200年超過確率洪水流量は22,000m ³ /秒が妥当であると判断されたこと。
乙第145号	社会資本整備審議会河川分科会(第44回)議事録	写し	H 23. 9.5 国土交通省水管理・国土保全局総務課	国土交通省による利根川水系河川整備基本方針の基本高水流量の再検証の結果が社会資本整備審議会河川分科会において承認されていること。
乙第146号	ハッ場ダム建設事業の検証に係る検討報告書(抜粋)	写し	H 23.11 国土交通省関東地方整備局	ハッ場ダムによる洪水調節の効果量として100~1,820m ³ /秒が示されていること。

乙第 147号	今後の治水対策のあり方について中間とりまとめ(案)	写し	H 22. 7	今後の治水対策のあり方に関する有識者会議	①有識者会議が、今後の治水対策について検討を行う際に必要となる、幅広い治水対策の立案手法、新たな評価軸及び総合的な評価の考え方等を取りまとめたこと。 ②ハッ場ダムが、とりまとめに基づく検証の対象とするダム事業(直轄)に位置付けられたこと。
乙第 148号	今後の治水対策のあり方について中間とりまとめ	写し	H 22. 9		
乙第 149号	ダム事業の検証に係る検討について	写し	H 22. 9.28	国土交通大臣	国土交通大臣が関東地方整備局長にハッ場ダム事業の再評価を指示したこと。
乙第 150号	ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目の策定について	写し	H 22. 9.28	国土交通省河川局長	検証に係る検討の手順や再評価の視点を示すものを通知したこと。
乙第 151号	記者発表資料 ①関東地方整備局事業評価監視委員会(平成23年度第6回)の開催結果について ②ハッ場ダム建設事業に関する関東地方整備局の対応方針(案)について	写し	H 23.11.30	国土交通省関東地方整備局企画部・河川部	①関東地方整備局事業評価監視委員会において、ハッ場ダム建設事業は「継続」することが妥当であるとされたこと。 ②上記①の審議の結果を受け、関東地方整備局が対応方針(案)を決定し、国土交通大臣に「ハッ場ダム建設事業の検証に係る検討報告書」を提出したこと。
乙第 152号	ハッ場ダム建設事業の検証に係る検討報告書(抜粋)	写し	H 23.11	国土交通省関東地方整備局	国土交通省関東地方整備局が「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、検証に係る検討を行った結果、ハッ場ダム建設事業については「継続」することが妥当であるとの対応方針(案)を決定したこと。
乙第 153号	第20回今後の治水対策のあり方に関する有識者会議会議録	写し	H 23.12.1	国土交通省水管理・国土保全局河川計画課	関東地方整備局によるハッ場ダムの検討結果が、有識者会議がとりまとめで示した共通的な考え方に沿って検討がなされたものと有識者会議において認められたこと。

乙第 154号	3.11 震災を踏まえた今後の治水システムに関連する知見・情報の整理	写し	H 23.12	国土交通省タスクフォース	浅間山噴火時のように泥流が吾妻川に流入した場合、ハツ場ダムは安全装置として機能すると考えられることなどが示されていること。
乙第 155号	第 21 回今後の治水対策のあり方に関する有識者会議会議録	写し	H 23.12.1	国土交通省水管理・国土保全局河川計画課	国土交通省タスクフォースが報告した「3. 11 震災を踏まえた今後の治水システムに関連する知見・情報の整理」が有識者会議において俯瞰的に見てよく整理されているとされたこと。
乙第 156号	大臣会見（前田大臣会見要旨）	写し	H 23.12.22	国土交通省会見室	国土交通大臣がハツ場ダム建設事業は「継続」するとの対応方針を決定したこと。
乙第 157号	ハツ場ダム建設事業の検証に係る検討報告書（抜粋）	写し	H 23.11	国土交通省関東地方整備局	八斗島地点より下流の川俣地点付近では現況流下能力が14,000 m ³ /秒程度しかないなど、広瀬川等合流点付近から河口まで、計画洪水流量を安全に流下させる能力がないこと。
乙第 158号	～特定多目的ダム建設事業～ハツ場ダム建設事業	写し	H 21. 2.24	国土交通省関東地方整備局	過去の降雨パターンが様々なことから空白域の吾妻川流域に洪水調節施設を配置することは効果的であること。 ハツ場ダムは利根川上流既設6ダムに比して洪水調節容量が最大であり、既設6ダムを合計した洪水調節容量の約6割に相当する規模であること。

乙第 159号	名古屋地方裁判所平成10年(行ウ)第48号、平成10年(行ウ)第54号及び平成11年(行ウ)第30号事件判決	写し	H 13. 3.2	名古屋地方裁判所	名古屋地方裁判所平成13年3月2日判決が、「原因行為の違法が財務会計行為の違法につながる余地があるとしても、原因行為である非財務会計行為が国の行政機関や当該普通地方公共団体における行政組織上独立の権限を有する機関により、その権限に基づいてなされた行政処分その他の行為である場合には、一定の要件を満たした場合にのみ当該行為の効力を争うことを認めている抗告訴訟制度(行政事件訴訟法3条)に抵触することになるだけでなく、住民訴訟という枠の中で国の行政活動一般をも対象とすることになるものであって、住民訴訟の目的を著しく逸脱するものである。」と判示していること(13頁)。
乙第 160号	名古屋高等裁判所	写し	H 14. 2.28	名古屋高等裁判所	名古屋地方裁判所平成13年3月2日判決中の上記判示事項が、控訴審判決において維持されたこと。
乙第 161号	最高裁判所平成14年(行ツ)第126号及び平成14年(行ヒ)第152号事件決定	写し	H 15. 3.18	最高裁判所第三小法廷	名古屋地方裁判所平成13年3月2日判決を維持した控訴審名古屋高等裁判所平成14年2月28日判決が、上告審決定において是認されていること。
乙第 162号	グラウチング技術指針・同解説	写し	H 15.7.31	財団法人国土技術研究センター	(巻末24頁) ダム建設に関しては、基礎岩盤の遮水性を改良するため、グラウチングなどの基礎処理による基礎地盤の改良工事が行われることが多いこと。 ・八ッ場ダムで採用されているカーテングラウチングとコンソリデーショングラウチングの内容
乙第 163号	八ッ場ダム事業費変更内容(案)記者発表資料(抜粋)	写し	H 15.11.20	国土交通省関東地方整備局河川部	八ッ場ダムにおいて、基礎岩盤の遮水性を改良するため、カーテングラウチングとコンソリデーショングラウチングが採用されていること。

乙第 164号	国総研アニュアルレポート2003「施策への反映『グラウチング技術指針』の改訂」部分(抜粋)	写し	H 15	国土交通省国土技術政策総合研究所	平成15年4月から運用されている新グラウチング技術指針に係る改訂経緯及びその内容
乙第 165号	平成16年12月10日 内閣衆質 161 第58号 衆議院議員塩川鉄也君提出 八ッ場ダム建設に関する質問に対する答弁書	写し	H 17. 1.26	内閣総理大臣 小泉純一郎	国は、八ッ場ダムの建設位置については詳細な地質結果に基づいて決定しており、ダムサイトに関する技術的な問題については対応可能としていること。
乙第 166号	八ッ場ダム建設事業について(回答) (国関整河第123号)	写し	H 21.3. 23	国土交通省関東地方整備局	平成21年の群馬県からのダムサイト地盤等に関する意見照会に対する国土交通省関東地方整備局長の回答内容
乙第 167号	Q&A 八ッ場ダムの貯水池周辺地すべり対策について	写し	H18.11.15	国土交通省関東地方整備局 八ッ場ダム工事事務所	八ッ場ダムの貯水池周辺地すべり対策の内容